

令和7年1月31日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年11月21日付6保医健健康第1111号により、当審議会に対して諮問された「調理師法による調理師資格の登録（免許）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「調理師法による調理師資格の登録（免許）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「調理師法による調理師資格の登録（免許）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、調理師法による調理師資格の登録（免許）に関する事務（以下「本件事務」という。）については、特定個人情報ファイルの取扱いの開始時期も未定であり、現時点で未確定の事項があることは首肯できる。その上で、現時点で把握している情報を基に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生に関して考慮すべきリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることができるよう準備が進められているものと認められる。

引き続き準備を進めていく上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託等の取扱いについて

（1）国家資格等情報連携・活用システムについては、情報セキュリティに係る全国的な水準の確保と効率的な事務の実施の観点から、全ての都道府県が同一のシステムを利用し、デジタル庁が当該システムを管理する立場として当該システムの運用保守業務の委託を行う。

一方、都道府県も資格管理者として当該システムを利用するに当たり、特定個人情報等の取扱いを上記の運用保守業務の受託者に委託することとされている。委託は情報の漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえ、東京都（以下「都」という。）としても受託者及び再委託先（以下「受託者等」という。）において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認することが必要である。

現時点で未確定の事項があることは首肯できるが、特定個人情報ファイルの取扱いの開始までには不明瞭な点が残らないよう、厚生労働省及びデジタル庁との連絡体制や具体的な安全管理措置、都とデジタル庁それぞれの責任の範囲等について、各省庁と適宜意見交換を行うこと。

- (2) 特定個人情報に係る文書の保管・廃棄については、新たに委託を検討しているとのことだが、受託者において都が果たすべき安全管理措置と同様の措置が講じられていることを適切に確認できるよう、類似の業務における仕様書やその運用を検証し、効果的な管理手法の構築に努めること。

2 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、一定量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、受託者に厳格な運用管理を求めるとともに、都職員による保管状況の確認等、効果的な管理手法の構築に努めること。

3 特定個人情報ファイルの取扱いの開始までの準備について

特定個人情報ファイルの取扱いの開始時期は未定であり、国家資格等情報連携・活用システムの利用に関するルールの詳細等、現時点で未確定の事項があることは首肯できる。

特定個人情報ファイルの取扱いの開始までには具体的な手順や体制について不明瞭な点がないよう整備し、マニュアル等を適切に作成して都職員及び受託者へ周知徹底するなど、万全の体制を整えること。

4 評価書等の点検・整備・活用について

現時点で未確定の事項について、今後、記載すべき事項が確定したことを把握した場合は、評価書を速やかに修正・公表し、特定個人情報の取扱いについての透明性を高め、都民の信頼を確保するよう努めること。

また、上記3で作成したマニュアルや根拠資料として提出された関係規程等についても、定期的な点検・整備を継続すること。特に、国家資格等情報連携・活用システムについては、厚生労働省及びデジタル庁に対して今後も積極的に情報提供を求めるほか、同システムを利用する他の部署とも連携し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和6年11月21日	諮問
令和6年12月9日、13日及び19日	本評価書案概要説明・審議 (第93回特定個人情報保護評価部会)
令和7年1月16日	審議(第94回特定個人情報保護評価部会)
令和7年1月31日	「調理師法による調理師資格の登録(免許)に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃